

# 行政案件受託単価規程

合同会社アトエプロダクション

2024年4月1日制定適用

## (目的)

合同会社アトエプロダクションが、官公庁、特殊法人、独立行政法人、公益法人等との弁済を必要とする委託（委任）契約等に適用する受託人件費単価の設定を目的とする

## 1. 人件費

各社員の標準受託単価を、その職務区分に応じ、基準時間単価をもって定めるものとする

行政案件受託単価（但し一般管理費を除く）（税抜き表示）

職務区分	基準時間単価	職務レベル
統括ビジネスプロデューサー	35,000 円	ビジネスプロデューサー、リサーチ等の業務提供において、業界への知見、経営の見識と知見、先見性、業務経験と知識、プロジェクトマネジメント等において業界トップクラスの能力をもつ
各チーフプロデューサー	21,000 円～30,000 円	各分野のプロデューサー、リサーチ等の業務経験において、各業界への知見、経営の見識と経験、業務経験と知識等において高い能力をもち、プロジェクトの各分野における実行責任者を担う
各プロデューサー	14,000 円～20,000 円	各チーフプロデューサーの指示のもとに業務を実施する。スタッフ等を指揮、指導して業務を実施する
スタッフ	12,000 円	各プロデューサー業務の遂行に伴い、調査、データ収集、データ集計、資料作成、事務作業等の補助的な仕事を行う

※基準時間単価は標準単価であり、業務量・難易度・各案件の戦略的目的等により増減することがある。

なお、この規程の改廃については、代表社員が行うものとする。

以上